



発行 新潟県  
**号外 1**  
 令和6年3月1日  
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

目 次

条 例

- 1 新潟県文化振興基金条例（文化課）
- 2 新潟県議会議員給与条例の一部を改正する条例（議会事務局総務課）
- 3 新潟県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例（議会事務局総務課）
- 4 新潟県公立学校情報機器整備基金条例（義務教育課）

本号で公布された条例のあらまし

◇新潟県文化振興基金条例（新潟県条例第1号）

- 1 基金の設置  
文化の振興に係る事業の財源に充てるため、新潟県文化振興基金を設置することとしました。
- 2 施行期日  
この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇新潟県議会議員給与条例の一部を改正する条例（新潟県条例第2号）

- 1 費用弁償の対象の見直し  
新潟県議会会議規則の改正に伴い、議会又は委員会等に出席した場合の費用弁償について、同規則の規定によりオンラインによる方法によって発言その他の行為をし、委員会に出席したものとみなされた場合を対象としないこととしました。（第8条関係）
- 2 施行期日  
この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇新潟県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例（新潟県条例第3号）

- 1 収支報告書の提出のオンライン化  
地方自治法の改正に伴い、政務活動費に係る収入及び支出の報告書の提出については、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができることとしました。（第14条関係）
- 2 施行期日  
この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県公立学校情報機器整備基金条例（新潟県条例第4号）

- 1 基金の設置  
県又は市町村が行う初等中等教育段階の公立学校における情報機器の整備に係る事業に要する資金を積み立てるため、新潟県公立学校情報機器整備基金を設置することとしました。
- 2 施行期日  
この条例は、公布の日から施行することとしました。

条 例

次に掲げる条例をここに公布する。

- (1) 新潟県文化振興基金条例
- (2) 新潟県議会議員給与条例の一部を改正する条例
- (3) 新潟県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例
- (4) 新潟県公立学校情報機器整備基金条例

令和6年3月1日

新潟県知事 花角 英世

---

## 新潟県条例第 1 号

新潟県文化振興基金条例

(設置)

**第 1 条** 文化の振興に係る事業の財源に充てるため、新潟県文化振興基金（以下「基金」という。）を設置する。  
(積立額)

**第 2 条** 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。  
(管理)

**第 3 条** 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。  
2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に換えて管理することができる。  
(繰替運用)

**第 4 条** 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。  
(収益金の処理)

**第 5 条** 基金の管理及び運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上してこの基金に編入するものとする。  
(処分)

**第 6 条** 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な事業に要する経費の財源に充てるため、一般会計歳入歳出予算で定めるところにより一般会計へ繰り出すものとする。  
(委任)

**第 7 条** この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 新潟県条例第 2 号

新潟県議会議員給与条例の一部を改正する条例

新潟県議会議員給与条例（昭和25年新潟県条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p><b>第 8 条</b> 議員が招集に応じ、議会又は委員会等に出席した場合（<u>新潟県議会会議規則（昭和26年新潟県議会規則第 1 号）第33条の 2 第 2 項の規定により出席したものとみなされた場合を除く。第 3 項において同じ。</u>）は、前条の規定にかかわらず、会議に出席した日数により、次の費用を弁償する。この場合において、休会の日（新潟県の休日定める条例（平成元年新潟県条例第 5 号）第 1 条第 1 項に規定する県の休日を除く。）の日数は、会議に出席した日数とみなす。 (略) 2・3 (略)</p>	<p><b>第 8 条</b> 議員が招集に応じ、議会又は委員会等に出席した場合は、前条の規定にかかわらず、会議に出席した日数により、次の費用を弁償する。この場合において、休会の日（新潟県の休日定める条例（平成元年新潟県条例第 5 号）第 1 条第 1 項に規定する県の休日を除く。）の日数は、会議に出席した日数とみなす。 (略) 2・3 (略)</p>

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新潟県条例第3号

新潟県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

新潟県政務活動費の交付に関する条例（平成13年新潟県条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）に対応する同表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には当該移動後条を加える。

改 正 後	改 正 前
<p><b>第13条</b> （略）</p> <p style="text-align: center;"><u>（電子情報処理組織を使用する方法による提出）</u></p> <p><b>第14条</b> <u>第10条第1項から第3項までに規定する収支報告書の提出については、これらの規定にかかわらず、電子情報処理組織（議長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と収支報告書を提出する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により行うことができる。この場合において、当該収支報告書の提出は、これらの規定により書面により行われた収支報告書の提出とみなす。</u></p> <p><u>2 前項前段の規定により行われた収支報告書の提出は、議長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に議長に到達したものとみなす。</u></p> <p><b>第15条</b> （略）</p>	<p><b>第13条</b> （略）</p> <p><b>第14条</b> （略）</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

## 新潟県条例第4号

## 新潟県公立学校情報機器整備基金条例

(設置)

第1条 県又は市町村が行う初等中等教育段階の公立学校における情報機器の整備に係る事業に要する資金を積み立てるため、新潟県公立学校情報機器整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に換えて管理することができる。

(繰替運用)

第4条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(収益金の処理)

第5条 基金の管理及び運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上してこの基金に編入するものとする。

(処分)

第6条 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、一般会計歳入歳出予算で定めるところにより一般会計へ繰り出すことができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

## 附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、令和11年6月30日限り、その効力を失う。

3 この条例の失効の際、基金に残高があるときは、当該残高に相当する金額を、一般会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付するものとする。